

### 9. 廃棄物

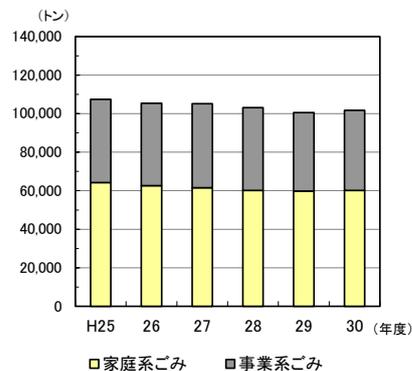
廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物を産業廃棄物といい、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といいます。

廃棄物の問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済のあり方に根ざしており、この問題の解決に向けては、これまでの社会経済のあり方や、私たちの生活スタイルを見直していくことが必要です。

その対策としては、廃棄物の発生を抑制し（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減された循環型社会を実現していくことが重要となっています。

また、本市で発生する一般廃棄物に関して、排出抑制や減量化・再資源化および適正排出を計画的に実施していくための方針および方向性を明確にするために、2015(平成27)年度から10年間を計画期間とした第3次函館市一般廃棄物処理基本計画を2015(平成27)年3月に策定しました。今後も、本計画に基づき、よりよい環境を将来に引き継ぐため、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

図3-29 一般廃棄物排出量の推移



#### (1) 一般廃棄物の状況

本市の家庭系ごみは、計画路線収集方式により市が収集・運搬を行い、事業活動に伴って生じる事業系ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理することを原則として、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集・運搬を基本としています。

一般廃棄物排出量は、近年は減少傾向にありましたが、2018(平成30)年度は、家庭系が約60,200トン、事業系が約41,500トン、合わせて約101,700トンとなっており、前年度より若干増加しました。また、一人当たりの排出量は、横ばいの状況にあることから、今後もさらにごみの減量化に努めることが必要です。(図3-29、図3-30)

一般廃棄物のうち、燃やせるごみは日乃出清掃工場で焼却処理し、燃やせないごみは七五郎沢廃棄物最終処分場、恵山廃棄物最終処分場および南茅部廃棄物最終処分場で埋立処分をしています(ただし、恵山廃棄物最終処分場、南茅部廃棄物最終処分場は、自己搬入のみ受付)。

また、本市唯一のごみ焼却施設である日乃出清掃工場については、1975(昭和50)年の供用開始以降、老朽化が進行していることから、2027(令和9)年度の供用開始を目途とした新たな焼却施設の整備に向け、「函館市廃棄物処理施設整備基本計画」を2018(平成30)年1月に策定しました。

粗大ごみは、七五郎沢廃棄物最終処分場で埋立処分をしています。再生可能な自転車、家具は、函館市リサイクルセンターで修理して、市民に安価で提供しています。

図3-30 家庭ごみの種類別排出量の推移

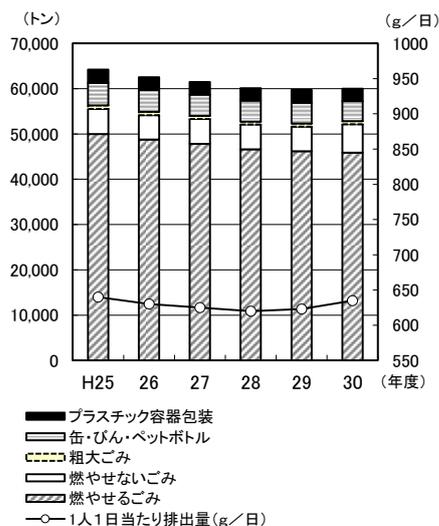


表3-51 リサイクル施設における再資源化量

資源ごみ	再資源化量		処理方法
	29年度	30年度	
缶(スチール)	359 (トン)	350	スチールとアルミに選別、圧縮し、再生業者へ売却
缶(アルミ)	547 (トン)	536	
びん	2,791 (トン)	2,501	破砕後、道路用材として活用
ペットボトル	1,375 (トン)	1,429	選別、圧縮、梱包し、指定法人へ引き渡しなど
計	5,072	4,816	
プラスチック容器包装	2,666 (トン)	2,636	選別、圧縮、梱包し、指定法人へ引き渡し
家具類	23 (点)	32	軽易な修理を行い、希望者に販売
自転車	108 (点)	121	

※ 家具類、自転車はリサイクル施設での再生台数

ごみの減量化と再資源化のため、1997(平成9)年度に湯川地区で、1998(平成10)年度からは全市において「缶・びん・ペットボトル」の分別収集を、2002(平成14)年度からは「プラスチック容器包装」の分別収集を行っています。「缶・びん・ペットボトル」は函館市リサイクルセンターおよび函館プラスチック処理センターで選別、圧縮、梱包などの処理を行い、「プラスチック容器包装」は函館プラスチック処理センターで処理した後、それぞれ「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく指定法人や再生業者に引き渡すなど再生利用しています。

2017(平成29)年度における再資源化量は、缶・びん・ペットボトルが約4,800トン、プラスチック容器包装が約2,700トンとなっています。(表3-51)

また、2014(平成26)年10月から、家庭で使用済みの小型家電の回収を開始し、2018(平成30)年度では市内22か所に回収ボックスを設置しているとともに、最終処分場に持ち込まれる燃やせないごみの中にある小型家電のピックアップ回収も行っています。(表3-52)

さらに、2018(平成30)年度から、市内11か所に古着の回収ボックスを設置しているほか、市内の家電量販店など28か所に、水銀を含む蛍光管等の回収量等の調査のために回収ボックスを設置しています。

表3-52 使用済み小型家電回収量

年 度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
回収量(kg)	7,390 (6ヶ月)	12,216	13,130	16,371	83,781

表3-53 古着回収量

年 度	平成30年度
回収量(kg)	99,880

なお、家庭から排出されるプラスチック容器包装の排出状況などを把握するためプラスチック容器包装組成分析調査を毎年実施しています。2019(令和元)年度は、適正に分別されたものは91.29%で、昨年度より約3.08ポイント改善しました。(表3-54、表3-55)

表3-54 令和元年度プラスチック容器包装組成分析調査結果

区分	適合物	禁忌品・在宅医療品	可燃ごみ	不燃ごみ	缶・びん・ペットボトル	プラ・ビニール製品	汚れたもの	計
重量比(%)	91.29	0.10	1.22	0.20	1.03	1.80	4.36	100

※ 禁忌品は刃物、使い捨てライター、電池。在宅医療品は注射針、点滴バッグなど

表3-55 プラスチック容器包装の適合物の経年変化

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
重量比(%)	88.84	91.16	91.73	91.42	88.21	91.29

(2) 産業廃棄物の状況

本市は中核市として、産業廃棄物に関する業務を行っています。適正処理の推進に関する取り組みとしては、産業廃棄物処理業者、医療関係機関等の排出事業者およびPCB廃棄物保管事業者等への立入検査を実施することで、処理状況を確認し、適正処理に係る指導を行っています。(表 3-57) また、廃棄物処理施設の設置に際しては、周辺住民の理解を得るとともに、周辺環境の保全への配慮ならびに都市計画法および建築基準法に基づく許可との整合を図る必要があることから、「函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱」を制定し、廃棄物処理施設を設置しようとする者は市と事前協議等を行うよう求めています。

本市域内において処理される産業廃棄物の量は前年度に比べ増加し、2017(平成29)年度の総処理量は約30万トン(市外発生分を含む。)となっています。(図 3-31) これらのうちおよそ9割は、市内外の間処理施設における再生利用および減量化が行われ、残り1割が最終処分されている状況にあります。

図 3-31 産業廃棄物の種類別処理割合

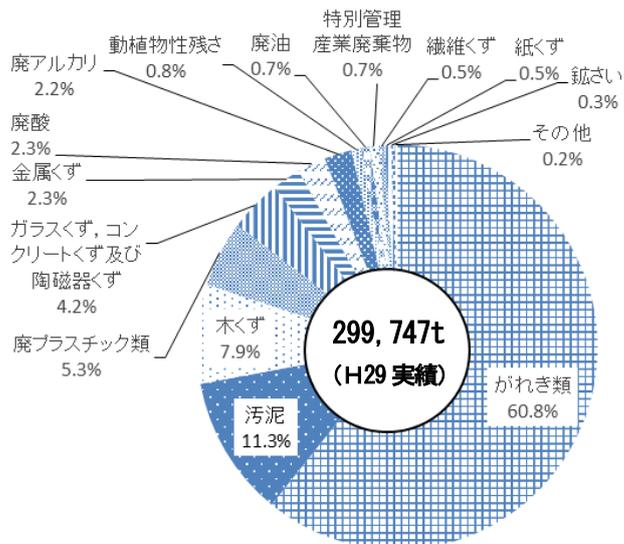


表 3-56 函館市内の民間事業者による処理施設の設置状況 (平成31年4月1日現在)

区分	許可の種類	施設数
産業廃棄物処理施設 ※1	汚泥の脱水施設	2
	汚泥の焼却施設	1
	廃油の焼却施設	1
	廃プラスチック類の破碎施設	7
	廃プラスチック類の焼却施設	1
	木くずの破碎施設	10
	がれき類の破碎施設	9
	産業廃棄物の焼却施設	2
	安定型・管理型最終処分場	1
	その他の処理施設(選別, 圧縮, RPF等) ※2	21
合計	55	

※ 産業廃棄物処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に規定する施設をいう。  
 ※ 産業廃棄物処理施設のうち、1施設で複数の許可を持つ施設は重複して計上している。  
 ※ その他処理施設とは、同法第15条に規定する以外の施設をいう。

表 3-57 産業廃棄物の適正処理に関する立入検査実績 (平成30年度)

対象	件数
産業廃棄物処分業者	37
産業廃棄物収集運搬業者	24
産業廃棄物排出事業者	18
ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者	36
医療関係機関	12
自動車リサイクル法に基づく許可業者および登録業者	21
建設リサイクル法の対象となる家屋等の解体工事現場	18

表 3-58 市が処理する産業廃棄物

告示	処理方法	対象物
告示	焼却処理	紙くず、動植物性残さ、その他特に認められたもの
	埋立処理	特に認められたもの

(平成30年4月1日函館市告示第122号)

(3) 不法投棄の状況

2018(平成30)年度は、280件(一般廃棄物280件、産業廃棄物0件)の不法投棄が確認され、適正に処理しています。(表3-59)不法投棄防止のため、監視専門員4名を配置しているほか、監視カメラによる監視も行っています。

表3-59 不法投棄処理状況

年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数(件)	846	458	409	329	280
収集量(t)	65.5	31.5	33	22.5	21.0

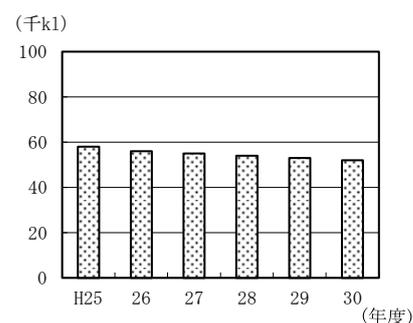
(4) し尿処理の状況

一般家庭から排出されるし尿は、下水道法第2条第8号に規定する処理区域となって6年以上経過した区域は申し込みによりその都度収集し、それ以外の区域は、原則として月1回収集しています。(ただし、東部4支所管内については、収集希望月を事前登録する定期巡回収集を行っています。)

事業所などから排出されるし尿は、事業者が自らの責任において適正に処理することを原則として一般廃棄物収集運搬許可業者が収集し、市の処理施設に搬入しています。

本市のし尿収集実績は、水洗化の普及等に伴い年々減少しています。(図3-32)

図3-32 し尿収集実績の推移



(5) 資源循環に向けた活動の状況

本市の資源回収は、町会(自治会)、子供会、老人クラブ、PTAなどの団体が地域住民の協力を得て集めた資源物を回収業者に売却する集団資源回収の方法を取り入れています。

資源回収運動の推進団体でもある「函館の街をきれいにする市民運動協議会」では、環境美化と廃棄物の減量化を促進するため、清掃美化活動や資源回収活動に功績のあった個人や団体の表彰などに取り組んでいます。市は、回収団体に対する奨励金の支給や回収業者に対する助成により資源回収の促進を図っています。(表3-60)

1998(平成10)年度から行っている「函館市ごみ減量・再資源化優良店等」認定制度については、2018(平成30)年度末現在で234店舗・事業所を認定しており、各認定店舗等では、包装の簡素化や買い物袋の持参の奨励、トレイ、紙パックの店頭回収などに取り組んでいます。(表3-60)

表3-60 資源回収団体状況等

区分	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
資源回収団体	428	428	427	431	421
資源回収量(t)	8,573	8,494	8,441	8,134	7,719
奨励金支給団体数	415	411	411	407	414
奨励金支給実績(千円)	25,460	25,238	25,099	24,183	22,939
ごみ減量・再資源化優良店等	168	168	228	236	234

※ 資源回収量(t)は暦年の数値  
 ※ 資源回収団体は各年12月末現在

また、一般家庭での生ごみの減量化に向けて、生ごみ堆肥づくり講習会の開催やダンボールコンポスト・メイト事業などの普及事業に取り組むほか、食品ロスの問題への対応として、宴会等の食べ残しを減らすため、市民や事業者に対して、開始後30分間、終了前10分間離席せず食事を楽しみ食べ残しを減らす「残さず食べよう!30・10運動」の普及啓発を図っています。

## 10. エネルギーの有効活用

エネルギーは私たちの生活の安定や向上、社会経済の発展と切り離せない密接な関係にあります。その供給から消費に至る過程でさまざまな環境への負荷を与えています。

近年の地球温暖化に代表されるように、地球環境問題への関心が高まるなかで、資源リサイクル、エネルギーの有効利用など資源循環型社会構築に向けたシステムの転換が求められるとともに、石油などの化石燃料の使用の抑制と削減が大きな課題になっています。

市では、2000(平成12)年2月に策定した「函館市地域新エネルギービジョン」により、地域に賦存する新エネルギーの導入の可能性を検討するとともに、新エネルギーの導入に向けた基本方針を示し、地域における新エネルギーの活用と省エネルギー、地域環境の保全を図ることとしています。

### (1) エネルギー消費の状況

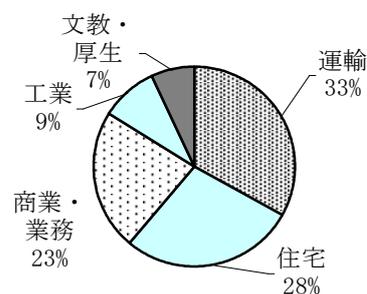
本市の総エネルギー需要量の部門別推計では、運輸系が33%と最も多く、住宅用が28%、商業・業務用が23%の順となっており、それぞれの用途としては、運輸系では自動車による燃料消費、住宅用は冷暖房、商業・業務用では照明などの電力消費となっています。(図3-33)

また、本市における電気の使用状況は、家庭用、業務用は2011(平成23)年度から減少傾向にありましたが、電力自由化に伴い、2016(平成28)年度以降については非公表となっています。(図3-34)

ガスの使用状況は増加傾向にありましたが、2018(平成30)年度は、前年度より減少しています。(図3-35)

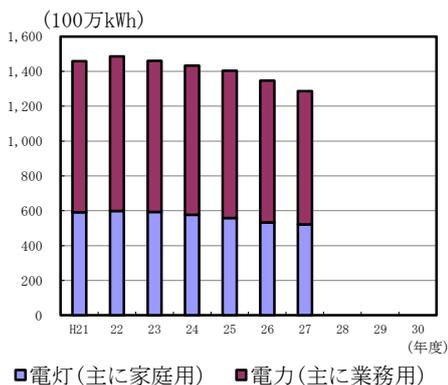
エネルギー消費は地球の温暖化とも密接な関係にあり、自動車においてはアイドリングストップや低燃費車の利用促進、住宅では断熱構造化などの熱エネルギー対策、電力では待機電力など無駄な電力消費を抑えることが重要と考えられ、環境パネル展などにより啓発を行っています。

図3-33 エネルギー需要量の構成



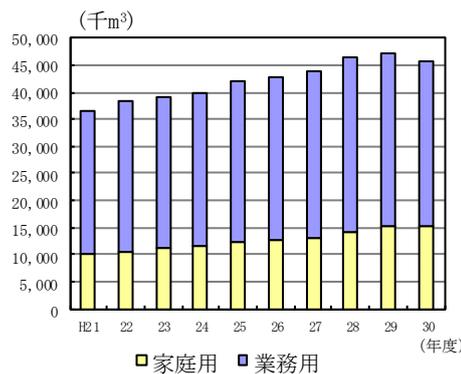
(資料：函館市地域新エネルギービジョン)

図3-34 電力使用量



(資料：北海道電力株式会社函館支店)

図3-35 都市ガス販売量



(資料：北海道ガス株式会社函館支店)

### (2) 新エネルギーの導入状況

公立はこだて未来大学では、自動的に換気やブラインド開閉を行うパッシブソーラーシステムを利用し省エネルギー化を図っているほか、市立函館病院ではガスエンジン・コージェネレーションシステムを導入し、発電、熱回収による冷暖房、給湯などを行っています。

日乃出清掃工場や南下水終末処理場では、ごみ焼却廃熱や下水汚泥処理場の消化ガスを利用した発電を行い、動力電源や照明電源として利用しており、日乃出清掃工場の余剰電気は電力会社に売却しています。

新湊町太陽光発電所は、発電した電気を電力会社に売却しています。

また、赤川高区浄水場水力発電所は、新中野ダムとの約 100m の高低差を利用した発電を行い、発電した電気は電力会社に売却しています。(表 3-61)

表 3-61 リサイクル・自然エネルギーの利用状況 (平成 30 年度)

	日乃出清掃工場	南部下水終末処理場	新湊町太陽光発電所	赤川高区浄水場水力発電所
使用電力量(kWh)	9,884,264	6,772,313	-	72,879
発電電力量(kWh)	12,314,190	721,266	99,381	1,578,472
買電電力量(kWh)	1,367,861	6,044,647	-	-
非常用発電(kWh)	-	6,400	-	-
売電電力量(kWh)	3,797,787	0	99,381	1,505,593
売電金額(千円)	53,731	-	3,864	55,285
自給率(%)	86.2	10.7	-	-

赤川高区浄水場構内の小水力発電設備



あさひ小学校、桔梗福祉交流センター、亀田港児童館、東消防署日ノ浜出張所、戸井西部総合センターなどでは太陽光発電パネルを設置し、館内の照明などの電源として利用しています。

一般住宅については、市として2011(平成23)年度から住宅用太陽光発電システム設置補助を行っています。(表3-62)

さらに、市有地において、民間事業者による太陽光発電事業が行われています。

表 3-62 主な新エネルギー導入状況など

エネルギーシステムなど	施設名、実施主体など	備 考				
パッシブソーラーシステム	公立はこだて未来大学	自動換気・ブラインド開閉制御				
コージェネレーションシステム	市立函館病院	ガスエンジンによる発電、給湯、冷暖房用など				
リサイクルエネルギー	日乃出清掃工場	ごみ焼却廃熱利用発電				
	電気自動車	日乃出清掃工場のごみ焼却廃熱利用発電で充電				
	南部下水終末処理場	消化ガス発電				
	函館湾浄化センター	メタン発酵ガス発電				
小水力発電	赤川高区浄水場	売電				
温泉エネルギー	楳法華支所	車道ロードヒーティング熱源(市道水無1号線)				
風力発電	グリーンプラザ時計塔	風力・太陽光発電				
	昭和小学校	風力・太陽光発電、ハイブリッド照明柱(時計・照明)				
太陽光発電	航路標識	函館港				
	カーブサイン標識	道路標識				
	市道交差点各所	自発光式交差点用道路標識				
	市道地図標識	照明用電源				
	あさひ小学校	授業の教材として利用				
	総合保健センター	照明用等電源				
	はこだて幼稚園・千歳図書室	照明用等電源				
	赤川児童館	照明用等電源				
	桔梗福祉交流センター	照明用等電源				
	函館市中央図書館	照明用等電源				
	亀田港児童館	照明用等電源				
	神山児童館	照明用等電源				
	弥生小学校	時計用電源				
	北消防署末広出張所	自家用電力				
	東消防署南茅部支署	自家用電力				
	東消防署日ノ浜出張所	自家用電力				
	函館市戸井西部総合センター	自家用電力				
	新湊町太陽光発電所	売電				
	一般住宅	平成 30 年度末現在 1,252 軒				
		年間	平成 26 年度 136(110)	27 年度 101(65)	28 年度 63(45)	29 年度 60(52)
	累計	977(509)	1,078(574)	1,141(619)	1,201(671)	1,252(714)
(資料:北海道電力株函館支店。( )内は市の補助件数)						
民間事業者への市有地貸出し		太陽光発電設備設置 5 ヵ所(合計発電規模 2,358.44kw)				

### (3) 公共交通の利用状況

エネルギーの有効利用、地球温暖化への対策という観点からも、電車・バスなどといった公共交通は環境にやさしい移動手段の一つであり、1人が1km移動する際の二酸化炭素の排出量で見ると、自家用乗用車が137g-CO<sub>2</sub>/人・kmであるのに対し、バスは56g-CO<sub>2</sub>/人・km、鉄道は19g-CO<sub>2</sub>/人・kmとなっています。(図3-36)

本市における路面電車や路線バスの利用者数は、2017(平成29)年度から2年連続で減少しており、環境負荷の観点からも、公共交通機関の利用促進が求められています。(図3-37)

図3-36 輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(旅客)

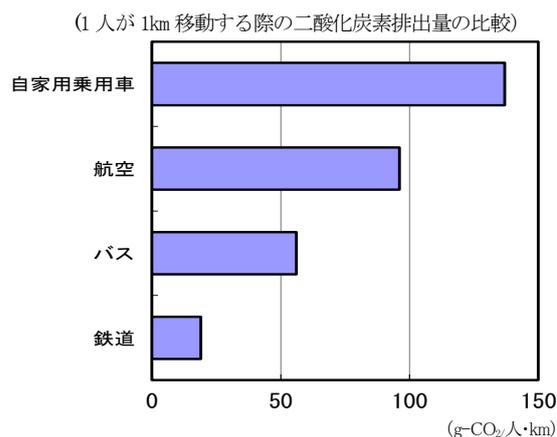
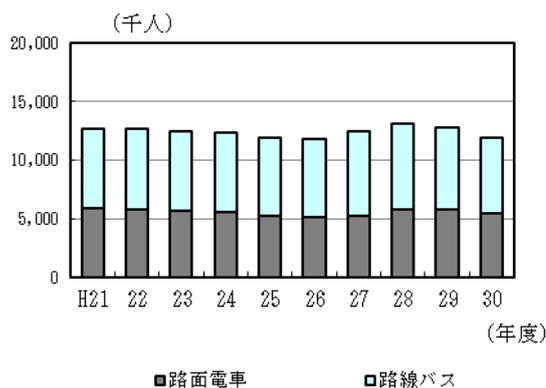


図3-37 公共交通機関の利用状況



## 11. 環境保全意識

今日の環境問題に対しては、環境を生活環境や自然環境といった分野別ではなく、環境そのものを総合的にとらえ、日常生活や事業活動から生ずる環境への負荷が少ない社会を築いていく必要があります。そのためには、環境に対する正しい認識と問題解決を図る能力を育て、自ら行動する態度の育成が必要となります。

本市の小中学校では、人間形成の基礎づくりのための環境教育に取り組んでおり、多くの学校で校区内清掃活動や緑化活動が行われているほか、総合的な学習の時間を利用して環境問題への取り組みを進めています。(表3-63)

表3-63 平成30年度小中学校の取り組み状況 (小学校46校, 中学校21校)

環境教育活動内容	小学校	中学校
校区内清掃 (学校周辺, 河川など)	38	15
緑化活動 (花壇などの整備, 手入れ)	30	7
自然保護 (野鳥観察, 体験学習など)	32	3
資源回収 (牛乳パック, 空き缶など)	42	21
その他 (生ごみの堆肥化, 廃油石けんづくりなど)	3	1

(資料: 函館市教育委員会, 緑化活動は函館市住宅都市施設公社)

また、公益財団法人日本生態系協会が毎年開催している「全国学校・園庭ビオトープコンクール」において、深堀中学校が2009(平成21)年度に銅賞を、2015(平成27)年度に奨励賞を受賞しています。

市でも、日乃出清掃工場や函館市リサイクルセンターの施設見学会、こどもエコクラブを対象とした体験学習会などの環境啓発活動を行っています。

さらに、「はこだて・エコフェスタ2018」では、体験学習コーナーや環境に関する展示コーナー、フリーマーケットなどを設け、多くの市民の参加をいただいています。(表3-64)

表3-64 平成30年度啓発事業実施状況

事業名	開期	参加者数など	備考
環境パネル展	H30.6(2回)	パネル各54枚	パネル展示(市役所, 中央図書館)
子どもエコクラブ体験学習会	3回	162人	ごみの減量化・再資源化に関する学習等
はこだて・エコフェスタ2018	H30.7	約5,600人	函館アリーナ
エコカーブース設置 再生品愛用キャンペーン		4団体	燃料電池自動車, 低燃費車, 電気自動車の展示等 函館の街をきれいにする市民運動協議会
ごみのポイ捨て防止キャンペーン(街頭啓発)	H30.5	-	スーパーアークス大縄店
クリーン・ウォーキング大作戦	H30.7	154人	北美原小児童等がチラシ配布等啓発清掃活動
スクールエコニュース作品展	H31.3	応募3校15作品	応募作品展示(市役所, 中央図書館) 最優秀賞 巴中学校「シャー芯電球～シャー芯で光を作ろう～」
はこだてカルチャーナイト	H30.9	中止	パソコンゲームによる地球温暖化に関するクイズ
事業者向け省エネセミナー	H30.5	31団体38人	省エネの進め方や事例についての講演等
電気自動車公開イベント	H30.9	90人	名付け親認定証の授与, 地球温暖化に関するクイズ
温暖化防止市民講座	H30.11	167人	地球温暖化防止についての講演
子どもエコライフキャンペーン	H30.12	156人	パソコンゲームによる地球温暖化に関するクイズ等
はこだてエコライフパネル展	H30.12	35枚	パネル展示(函館コミュニティプラザ Gスクエア)
はこだてエコカフェ(市民対象)	H31.2	26人	新たな函館市環境基本計画策定に係るワークショップ
〃(事業者対象)	H31.2	6団体, 6人	〃
環境保全出前講座	年間	635人	開催件数18回(学校関係分7回242人)
日乃出清掃工場施設見学	年間	37団体1,400人	学校関係分30団体1,356人
函館市リサイクルセンター施設見学	年間	11団体348人	学校関係分7団体316人

子どもエコクラブ体験学習会



はこだて・エコフェスタ



温暖化防止市民講座



これらの事業については、広報紙の「市政はこだて」や「環境部ニュース」等に開催予定を掲載して市民の参加を呼びかけています。また、環境保全意識の向上を図るため、小学校4年生向けに環境教育副読本として「くらしの中のごみとエコ」を配付しています。さらに、地球温暖化防止について啓発を図るため、身近でできる温暖化防止の取り組みを掲載した「はこだてエコライフのすすめ(市民編)Ⅲ」を作成し、イベント等で配布しています。(表3-65)

表3-65 環境部の刊行物など

区分	発行時期	内容
環境部ニュース	2回/年	環境部からのお知らせ
函館市環境白書(2018(平成30)年度版)	H30.11	大気や水質などの状況等
函館市環境基本計画[第2次計画]	H22.3	環境分野における総合計画
函館市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	H23.3	地域における地球温暖化対策
函館市環境教育・環境学習推進基本方針	H17.3	環境教育・環境学習における基本的方向
函館市エコイベント開催マニュアル	H29.3	イベントにおける環境配慮
環境教育副読本「くらしの中のごみとエコ」	H31.2	函館のごみと環境のこと
市民生活のしおり(2017年版)	H29.7	家庭ごみの分け方・出し方など
はこだてエコライフのすすめⅢ(市民編)	H29.3	地球温暖化防止のための身近な取り組み
はこだてエコライフのすすめ(事業者編)	H21.3	地球温暖化防止のための身近な取り組み

## 12. 環境保全活動への取り組み

環境保全のための活動は、個人から各種団体まで規模や活動内容が多様化していますが、自然保護団体による自然観察会などが行われているほか、環境NPO等による地域に根ざした環境保全に関わる取り組みが進められています。(表3-66)

表3-66 環境保全団体

活動区分	団体名	活動内容
自然環境	NPO 道南の川を考える会	河川等清掃事業、釣り人マナー講習会等
	NPO 函館エコロジークラブ	自然保護を基本としたイベント、講演会の実施等
	函館自然観察会	近郊の山の自然観察と保護運動、高山植物盗掘防止などのパトロール
	函館植物研究会	植物についての学習会と野外観察会の実施
	函館の体験学習をすすめる白浜クラブ	自然体験教室（森林観察、磯浜体験等）、郷土料理教室等
	函館ホテルの会	ホテルの幼虫の人工飼育、観賞会等
	函館ロータリークラブ	巣箱の掃除や付け替え、観察小屋付近の清掃
	ハマナスの会	ハマナスなどの植樹、植栽場所の清掃
	ボーイスカウト北海道連盟函館地区委員会	野草・野鳥観察活動や自然環境の保護保全活動
	NPO 北海道魚道研究会	魚道についての研究、啓蒙、清掃活動
	南北海道自然保護協会	自然に関する調査研究および資料の収集等
	NPO 北の森と川・環境ネットワーク	生態系実態調査、河畔林冬芽観察会、小学校等での自然環境学習等
生活環境	すみれグループ	廃油せつけん作り、ダンボールコンポストの推進
	NPO ソーシャルエイジェンシー協議会	循環型社会の実践、肥料の研究開発等
	函館市町会連合会	行政ならびに関係団体との連絡、調整および協力等
	函館市ボランティア連絡協議会	ボランティア相互の連絡、協調等
	NPO 函館消費者協会	ごみのポイ捨て防止やノーレジ袋のキャンペーン等
	函館の環境を考える会（エコットはこだて）	環境問題に対する研修会および見学会等
	函館の街をきれいにする市民運動協議会	環境美化とごみの減量の促進
	リサイクル運動市民の会函館支部	フリーマーケット
快適環境	ウッドネット函館	樹木の植栽、維持管理等
	亀田川を美しくする会	亀田川を美しくするための清掃、啓蒙活動の実践
	亀田川をきれいにする市民の会	亀田川の清掃活動等
	NPO スプリングボード ユニティ 21	道路沿線の清掃美化活動等
	道南 I II III（ひふみ）会	清掃ボランティア活動等
	21世紀の道南の森林づくり事業実行委員会	市民参加の森林づくり、森林環境教育の促進
	松倉川を考える会	松倉川流域の保全に関わる事業と情報発信等
地球環境	全国友の会 函館友の会	環境に配慮した家庭生活の実践等
	一般財団法人函館 YWCA	環境に配慮した洗剤等のエコ商品の普及、販売等
	NPO 南北海道自然エネルギープロジェクト	キャンドルナイト、地球環境を守るための講演会等の実施
	アースデイ函館実行委員会	環境イベント「Earth Day Hakodate」の開催等

自然環境：自然保護、動植物保護など

生活環境：大気、水質、騒音、振動、悪臭、化学物質など

快適環境：都市景観、緑化、水辺空間、美化など

地球環境：温暖化の防止、オゾン層の破壊、酸性雨など

また、ISO14001 や中堅・中小企業向けエコアクション 21 などPDC Aサイクルを備えた環境マネジメントシステムの導入により、市内の企業においても環境に配慮した事業活動の取り組みが行われております。